

青少年が安全に安心してインターネットを利用  
できる環境の整備に関する提言(案)  
への意見募集で寄せられたご意見に対する考え方

---

平成23年10月

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言（案）

への意見募集で寄せられたご意見について

○ 意見募集期間：平成23年7月23日（土）～平成23年8月22日（月）

○ 提出意見総数：11件

（1）個人 6 件

（2）法人・団体 5 件

受付順	法人・団体意見提出者
1	財団法人 反差別・人権研究所みえ
2	社団法人電気通信事業者協会
3	グーグル株式会社
4	株式会社ディー・エヌ・エー
5	デジタルアーツ株式会社

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
第2部 具体的な提言		
【意見】 今回の提言（案）については「参加の促進」への配慮を欠いているのではないか。		
<p>1. 基本方針①</p>	<p>わが国は「児童の権利に関する条約」（こどもの権利条約）批准国の一員として、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備」にあたっては、本条約の精神を十分に尊重し、条約に合致した政策を推進することが重要です。しかしながら、今回提言の案は、残念なことに、条約が掲げる4つの精神「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」[1]のうち、「参加する権利」への配慮を著しく欠いた案であると考えます。本文19ページの囲み部分を、以下のように修正することを提案します。</p> <p>（現行案） ①リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス</p> <p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、あらゆる機会を利用して、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上を図る施策を行う。これを補完するため、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策を行う。</p> <p>（修正案） ①参加の促進、リテラシー向上、閲覧機会の適正化の三者のバランス</p> <p>青少年がインターネットを利用して社会へ参加する意義を認め、これを尊重する。青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、あらゆる機会を利用して、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上を図る施策を行う。これを補完するため、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会を社会的に許容されうる範囲内に留めるための、最低限度の施策を行う。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	<p>提言（案）では、インターネットが社会活動、文化活動、経済活動等のあらゆる活動の基盤として利用され、国民生活に必要不可欠な存在となっており、青少年にとっても、主に表現活動や知識の習得の場として活用されており、その恩恵は計り知れないとされております。提言（案）の取りまとめにおいては、青少年の健全な育成を最大限に図りながらも、インターネットの恩恵を青少年ができる限り享受できるように配慮しており、ご提案の趣旨は十分に含まれていると考えます。</p>
【意見】 青少年のインターネット利用環境整備は、リテラシー教育により実現されるべきではないか。		
<p>1. 基本方針①</p>	<p>最近では身近になっている、ブログ・SNS等、自身の情報を自ら発信するサイトは、誰が見ているか分からない、という意識を青少年に強く意識させるのも必要だと思えます。青少年に強く関わって</p>	<p>リテラシー教育の重要性については、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる法律（平成</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>いるのは主に、保護者や教育機関です。まず、学校で生徒に分かりやすく噛み砕いた情報を促し、保護者にもその情報を伝え、各家庭で話し合いを持つのも大切だと思います。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p> <p>青少年は社会的に立場が弱く、知識も未熟なため、自分の行う簡単なワンクリックで事がどこまで大きくなるのかを理解させるのも、自らを守らせる得策だと思います。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p> <p>青少年に一番身近な機関である、学校が生徒たちへの危機感をきづかせ、自分の行おうとする行動でどれだけことが大きくなるのかを教えるのがいいと思います。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>20年法律第79号、以下「法」という)第3条に規定されているリテラシー向上の必要性を踏まえ、提言(案)でも記述されているところです(提言(案)19頁等)。また青少年のインターネット利用環境整備に一義的な役割を担い、権利を持つのはその保護者であり、教育関係者等は連携協力して保護者を補助することが重要と考えます(提言(案)19頁、20頁等)。</p>
	<p><u>〈リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス〉</u>について</p> <p>小中高学校では、ようやく「ネットモラル」に関しての教育が必須となってきたが、「リテラシー」に関しては十分なものではない。情報モラル教育、リテラシー教育、事例に対応するなどの知識やスキル向上のための教育など、多角的な教育活動を必修科目にすべきだと考えます。その上で、文部科学省・総務省・法務省・内閣府の取組などとの整合性を図っていくべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(財団法人 反差別・人権研究所みえ)</p>	<p>リテラシー教育の重要性については、法第3条に規定されているリテラシー向上の必要性を踏まえ、提言(案)でも記述されているところです(提言(案)19頁等)。行政においては、関係省庁との連携について引き続き取り組んでいくことが望まれます。</p>
	<p>今回の提言案は有害性の判断への行政の関与を否定したり、また様々な権利に対する配慮や青少年のメディアリテラシーの向上への実効性などから送信者ではなく青少年を含む受信者に対するアプローチを原則にしているなど非常に効果が高くかつ公平なものであると思います。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>提言(案)にご賛同頂いているものと考えます。</p>
	<p>私は青少年のメディアに関する環境づくりを保護者中心にして構成していくなれば、まずは保護者に対してインターネットの基本的な仕組み等ある程度学問的な知識を保護者が簡単に得られるようにすべきだと思います。私たちのほとんどは普段インターネットを使う時にそのような仕組みなどを気にも留めずに使っていますが、インターネットは普通に使っているだけでもかなり個人情報インターネット上に流出してしまう危険があるので、これだけの情報化社会の中で改めてインターネット回線が繋がる仕組み等学問的な知識を見直していくべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	<p>関係者(行政、関係事業者、教育関係者、地域、民間団体等)は、青少年のインターネット利用環境整備に一義的な役割を担い、権利を持つ保護者を連携協力して補助することが重要と考えます(提言(案)20頁等)。</p>
	<p>私は子どもが生まれたのなら母子手帳と共にインターネットやメディアリテラシーに関する冊子のようなものを配布し、保護者が早い段階から子どもとインターネットの関係を意識出来るようにすべきだと思います。</p>	<p>今後に向けて貴重な参考意見として承ります。なお、総務省においては「電気通信サービスQ&amp;A」などの啓発冊子を発行しており、これらの効果的な利</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	(個人)	用方法についても引き続き配慮していくことが望まれます。
【意見】 青少年のインターネット環境整備は民間の自主的な取組を行政が支援して進めていくべきではないか。		
1. 基本方針④	<p>&lt;P21 ④民間主導と行政の支援について&gt;</p> <p>安心・安全なインターネット利用環境整備にあたっては、「まずは、民間による自主的かつ主体的な取組みを尊重し、これを更に行政が支援する」という基本方針のとおり、関係省庁の協力を賜りつつ、民間が自主的な取組を進めるという構図を引き続き維持すべきと考えます。</p> <p>(社団法人電気通信事業者協会)</p>	提言(案)にご賛同頂いているものと考えます。
	<p>&lt;民間主導と行政の支援&gt;について</p> <p>国において各都道府県に青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を進める民間組織の設置に向けた支援が必要だと考えます。三重県では県教育委員会がすべての公立小中学校と県立高等学校を対象とした「学校非公式サイト対策事業」を実施していますが、今日では学校名などを記載しないかたちをもって他者への誹謗中傷がSNSサイトで行われている現状があり、公の機関のみで対応できるものではありません。</p> <p>各都道府県内にネット利用動向のモニタリング、削除等対応、事例分析、相談などに取り組む民間組織の設置が必要だと思われます。警察や法務局がありますが、相談者や実情のニーズに添った対応がとれているわけではありません。このような民間組織の設置に向けた公的な支援、そして地方自治体との連携を通して、教育・啓発等に努めていく必要があります、そのシステムの導入をしなければならないと考えます。</p> <p>(財団法人 反差別・人権研究所みえ)</p>	今後に向けて貴重な参考意見として承ります。
【意見】 有害性の判断につき、行政は立ち入るべきではないのではないか。		
1. 基本方針⑤	<p>&lt;p21 ⑤有害性の判断への行政の不干渉について&gt;</p> <p>「いかなる情報が青少年有害情報であるかは、民間が判断すべきであって、その判断に国の行政機関等は干渉してはならない。」という基本方針は、表現の自由の確保の観点から、引き続き維持すべきものと考えます。</p> <p>(社団法人電気通信事業者協会)</p>	提言(案)にご賛同頂いているものと考えます。
【意見】 有害性の判断につき、行政が基準を示す等見直しの必要があるのではないか。		
1. 基本方針⑤	<p>&lt;有害性の判断への行政の不干渉について&gt; 公の機関が有害情報の一定の範囲を示す必要はあると考えます。民間同士では、意見の違いなどから基準が定まらない事態が生ずることが予想されます。</p> <p>有害性の判断については、公の機関が民間等の意見を正確に反映するかたちをもって有害性の判断基準を示す必要があると思われます。公の機関が責任を負う必要があるという意味でも、公に基準を示させた上で、公が講ずるべき対策、民間で講じられる対策等を見出していくことが重要だと考えます。</p> <p>(財団法人 反差別・人権研究所みえ)</p>	提言(案)にありますように、いかなる情報が青少年有害情報に該当するかは、民間の判断の積み重ねにより絶えずコンセンサスの形成が目指されるべきものであり、また、法附帯決議(平成20年6月10日参議院内閣委員会)第4項にもありますように、青少年有害情報の判断、基準設定等に行政は干渉してはなら

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
		ないと考えます（提言（案）21頁）。
	<p>例えば着うたをダウンロードするのにフィルタリングがかかったりしてしまうのはどうなのでしょう。何が有害なサイトで何を制限するのが適切かもう一度見直すべきではないかと感じます。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	<p>いかなる情報が青少年有害情報に該当するかは民間の判断の積み重ねにより絶えずコンセンサスの形成が目指されるべきものであると考えます（提言（案）21頁）。</p>
<p>【意見】 フィルタリングの利用の判断は保護者の判断を尊重すべきではないか。</p>		
<p>2. 各関係者に求められる役割、当面具体的に求められる事項</p>	<p>&lt;p22 オリテラシーが十分でない保護者への対応について&gt;</p> <p>フィルタリングの使用/不使用等、青少年のインターネット利用に関しては、まずは保護者の判断を尊重すべきという点に賛同いたします。</p> <p>フィルタリングの要否に関しては、保護者の適切な判断に資する情報を十分に提供するよう、携帯電話・PHS事業者としてもこれまでの取り組みを継続する所存です。</p> <p>なお保護者に対する啓発活動としては、携帯電話契約時の説明強化等の一時的な取り組みだけでなく、子どものインターネット利用に対する保護者自身の意識及び知識の向上に向けた、継続的かつ実効性のある普及啓発が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">（社団法人電気通信事業者協会）</p>	<p>提言（案）にご賛同頂いているものと考えます。</p>
<p>【意見】 フィルタリングをデフォルト・オンとする、もしくはフィルタリングの解除事由の制限等により、フィルタリングを強化すべきではないか。</p>		
<p>2. 各関係者に求められる役割、当面具体的に求められる事項</p>	<p>フィルタリング強化の点で私の意見としては、接続するときに、携帯端末の情報を送信することで、本人確認をすれば良いのでは、と思います。そうすることで、青少年が得るべきでない情報や、掲示板等の書き込みなどを排除できるのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	<p>青少年の利用が多いCGM 運営者においては、携帯電話端末の情報を利用したゾーニングが行われている他、携帯電話事業者が保有する利用者の情報を利用した年齢認証の確実化が、平成23年1月下旬以降、大手のCGM 運営者を中心に導入されつつあり、早期の実現とその効果が期待されているところです（提言（案）5頁、6頁）。</p>
	<p>今、フィルタリング機能も発達し大方の範囲で安全性は守られていると感じますがまず、フィルタリングが任意制なことが安全性をかせさせると思います。私も体験しましたが、フィルタリングをおかけしますか？と問われます。</p> <p>18歳以下なら必ず（特段の事情がない限り）フィルタリングをかけてしまってよいと思います。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	<p>法第17条では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備を図る観点から、フィルタリングの利用を条件として携帯電話インターネット接続役務の提供を行うことが規定されています。</p> <p>ただし、当該青少年の保護者がフィルタリングを利用しない旨の申出をした場合には、提供しなくともよいこととされています。</p>



項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>&lt;フィルタリングサービス&gt;について</p> <p>2009（平成21）年4月1日から、18歳未満の子どもが携帯電話・PHSでインターネットを利用する場合には、フィルタリングが提供されるようになりましたが、保護者の申し出があれば無条件で解除されています。リテラシーの向上が図られる以前に携帯電話等を購入し、有害情報等の現状を知らぬままフィルタリングを解除しているのが実情です。青少年を守るという観点からも解除の理由に関する一定の基準を設け、その基準によって解除の有無を提供者が判断することも必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（財団法人 反差別・人権研究所みえ）</p>	<p>リテラシーが十分でない保護者への対応については、保護者の判断権を必要以上に制限するのではなく、各関係者が保護者による判断を適切にサポートすることによって図られるべきだと考えます（提言（案）23頁等）。</p>
<p>【意見】 未成年者の携帯電話の新規契約者に対し、有害情報につき詳しく説明すべきではないか。</p>		
<p>2. 各関係者に求められる役割、当面具体的に求められる事項</p>	<p>&lt;契約代理店、ネット接続機器販売店&gt;について</p> <p>携帯電話においては各携帯電話販売店などで直接顧客とやり取りをしています。しかし、そのなかで携帯電話の契約に関して料金プランやサービスに関する業者側からの説明等はあっても、有害情報に関して詳しく説明している業者は多くありません。リテラシー向上などに関して重要と考えられている以上、ネット接続機器を利用する寸前での適切な現状の説明や一定の知識理解を提供できる販売店などでも、青少年や保護者に対する取組は重要であり、これが実現されれば、これまで以上の教育・啓発効果を生み出せる可能性があると考えます。機器等を提供する企業などに対しても一定の責任を負うことが求められ、企業は未成年者の携帯電話の新規契約者に対し、企業側は説明をする、未成年者及び保護者は説明を受けるシステムが必要だと考えます。説明を受けた未成年者及び保護者には、その証明を発行し、以後、契約をした携帯電話を新規へ変更する際には、その証明書の提出を義務づけるか、業者が説明を受けたか否かを管理すればよいのではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">（財団法人 反差別・人権研究所みえ）</p>	<p>提言（案）においても、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等においてフィルタリングを利用しない場合に、青少年有害情報の閲覧等のリスクが飛躍的に高まることを具体的な例を挙げて説明すること等が求められるとされており（提言（案）25頁）、まずは提言（案）に基づく事業者の取組状況を注視することが必要と考えます。</p>
<p>【意見】 保護者及び青少年のインターネットリテラシーに関する指標についての整備が必要ではないか。</p>		
<p>2. 各関係者に求められる役割、当面具体的に求められる事項。</p>	<p>&lt;P25 ○フィルタリングの普及率とインターネットリテラシーに関する指標について&gt;</p> <p>保護者及び青少年のインターネットリテラシーに関する指標を政策ターゲットとすることについて賛同いたします。</p> <p>社会生活において必要不可欠なインフラとしてのインターネットの重要性は日々高まっており、青少年におけるリテラシーの習得を目指した取り組みを推進することが現在において最重要と考え、そのためにもリテラシーに関する指標の整備、定期的な公表等、成果の可視化を進めることが不可欠と考えます。</p> <p style="text-align: right;">（社団法人電気通信事業者協会）</p>	<p>提言（案）にご賛同頂いているものと考えます。</p> <p>なお、法第3条においてもリテラシー向上の必要性がうたわれております。</p>
<p>【意見】 特定サーバー管理者の義務については慎重な検討が必要ではないか。</p>		
<p>3. 特定サーバー管理</p>	<p>青少年有害情報監視義務規定の創設に関して、今回の別紙（1）でも触れられているように義務化</p>	<p>提言（案）にご賛同頂いているものと考えま</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
者に期待される取組	<p>してしまうと中小の事業者の多いサーバー管理者にはあまりにも重い負担となってしまうその結果過度の自主規制を引き起こしてしまう恐れがあると思います。また表現の自由等重要な権利を侵害してしまう危険性が存在するため努力義務以上の法的拘束力は持つべきではないと思います。</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p> <p>&lt;青少年インターネット環境整備法「Web サイト管理者」&gt;について  青少年インターネット環境整備法 21～23 条について、「子どもが有害情報を閲覧できないような措置をとる努力義務」と謳われていますが、「努力義務」程度では全国的な状況からも青少年の守ることは不可能だと思われる。実際に、現在においても被害に遭遇している実情があります。有害情報の発信などを通じて利益を得ている者であれば、「努力義務」程度で規制できるはずはなく、現行法で禁止されていない事案であれば、その効力は意味をなさないため、「責務」とすべきです。</p> <p style="text-align: right;">(財団法人 反差別・人権研究所みえ)</p>	<p>す。</p> <p>提言(案)では、法律上の範囲が明確でない青少年有害情報に対する行為に関し法的義務を定めることは、法的義務違反の対象について明確な告知を与えることができず手続の不明確性の観点等から不適切であるとされています(提言(案) 29 頁、30 頁)。</p> <p>法第 22 条の法的義務への引き上げについては表現の自由に対して与える負の影響が大きいこと、連絡受付体制が悪用されるおそれがあり不適切と考えます(提言(案) 33 頁等)。</p>
【意見】 第三者機関について、法制化によって硬直的な定義、要件を定めるのはなじまないのではないか。		
5. 第三者機関のあり方	<p>p44 「インターネットの違法・有害情報の対応に関する検討会 中間取りまとめ」の趣旨を踏まえた検討を行うこと</p> <p>「第三者機関の重要性にかんがみて、その定義や要件等を法に定めることも一つの選択肢ではあるが、第三者機関が民間の自主的な取組として設立されたこと、また今後において第三者機関の多様性が期待されていることからすれば、現時点での法制化は時期尚早である。」</p> <p>(理由)</p> <p>上記記述について、本文にもあるとおり、そもそも第三者機関は、フィルタリング改善の必要性から民間の自主的な取組みとして設立されたものであり、第三者機関に要請される役割や機能は、具体的な課題の変化に対処して変わりうるべきものであることからすれば、法制化によって硬直的な定義、要件を定めるのはなじまず、引き続きその自主的な取組みに任せて迅速性を担保するのが望ましい。</p> <p>→ (修正案) 以下の修正をお願いしたい。</p>	<p>ご意見の通り、第三者機関の法制化は、第三者機関の多様化、また第三者機関を取り巻く状況の変化への対応につき過度に硬直になる可能性がありますので、第三者機関が設立された経緯に鑑み、引き続き民間の自主的な取組を注視しつつ検討を継続することが望まれており、ご提案の趣旨は十分に含まれていると考えます(提言(案) 44 頁等)。</p>



項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>「第三者機関の重要性にかんがみて、その定義や要件等を法に定めることも一つの選択肢ではあるが、第三者機関が民間の自主的な取組として設立されたこと、また今後において第三者機関の多様性が期待されていることからすれば、具体的な課題の変化に迅速かつ機動的に対処できるよう、硬直的な法によって規定するのではなく、引き続き自主的な取組みに任せるべきである。」</p> <p>(株式会社ディー・エヌ・エー)</p>	
<p>【意見】 青少年のインターネットの利用につき、携帯電話回線利用と無線LANの場合でフィルタリングの義務の度合いを変える必要があるのではないか。</p>		
<p>6. 多様なインターネット接続可能機器、ネットワークの多様化への対応</p>	<p>「6-2 フィルタリング提供義務の在り方」において、青少年のインターネット利用環境に重大な影響を持つサービスについて、パーソナル性の高さ、影響の高さにより対応を事業者を求める、という考え方の方向性について賛成いたします。</p> <p>しかしながら、携帯電話回線利用の場合と無線LAN利用の場合の対応方法に関して、青少年への普及度合いに応じて役務提供の際にフィルタリングの利用を条件とするか否か義務に軽重を設けていることについては、現状、ほとんどの高機能携帯電話端末（スマートフォン）において、携帯電話機能と無線LAN機能の両方が実装されており、無線LANが設置されている家庭においては携帯ネットワークと無線LANとを機器が自動的に選択し接続している実態から考えるならば、どちらの通信手段によるかでフィルタリング利用に対する要求の度合いを異なるものとするのは現実的な対応であるとは必ずしも言えません。</p> <p>インターネットへの接続が携帯電話回線や無線LANなど多様化する中、端末機器によるフィルタリング対策がもっとも有効であると考えます。また、端末やWebサイトも日進月歩で技術進化をしており、その進化に対応していくためには、消費者が複数のフィルタリングソフトから選択できる競争的な環境の整備が重要です。今回の提言を具体的に実現していくにあたって、必要ならば法改正を行うことも含めて検討をすすめるべきであると考えます。</p> <p>(デジタルアーツ株式会社)</p>	<p>立法当時、青少年が携帯電話端末やPHS端末を通じて青少年有害情報を閲覧する可能性が高いことに鑑み、携帯電話回線利用の場合については、フィルタリングの利用を条件としている一方、上記以外の場合においては求めに応じたフィルタリングの提供としており規制に差を設けております。</p> <p>提言(案)にもあるように、今後、無線LAN接続機能を有するスマートフォンの青少年への普及、青少年による無線LAN接続利用の実態を注視し、無線LAN利用の場合については、変化に応じて見直していく必要があると考えます。</p> <p>インターネット接続機器や接続方法の多様化に応じてフィルタリングの機能が多様化することは利用者の観点から望ましく、行政においては、今後も利用者にとって使いやすいフィルタリングの仕組みが開発されるよう民間の取組の支援が求められます(提言(案)55頁等)。</p>
<p>【意見】 技術的に困難な方法のフィルタリングについては関係事業者による、慎重な検討が必要ではないか。</p>		
<p>6. 多様なインターネット接続可能機器、ネットワークの多様化への対応</p>	<p>携帯電話端末に関して、今後①ネットワーク側ではなく携帯電話端末側でのフィルタリング、②携帯電話回線経由ではなく無線LAN経由でのインターネット接続に対するフィルタリング、③ブラウザではなくアプリケーションソフトに係るフィルタリングを求めることになる場合、その確実な実施のためには、関係事業者間での慎重な技術的検討が必要と考える。技術的に困難な方法のフィルタリングを求められても事業者は対応することができない。この点③に関してはP.60において「確実な制限機能提供のためには、当該機能の在り方や技術的な仕組み等について、関係事業者による慎重な検</p>	<p>頂いたご意見の趣旨は、提言(案)56頁において「携帯電話端末製造事業者は、必要に応じフィルタリングソフトウェア開発事業者等の関係事業者と協力し、無線LAN接続の際にも機能するフィルタリング等の閲覧制限機能を携帯電話端末に搭載可能とする等して容易に利用できる措置を講じることについて検</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>討が必要と考えられる。」との記述がある。①②の場合についても同様の注意を報告書に明記すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(グーグル株式会社)</p>	<p>討を開始することが望ましい。」の趣旨と同様と考えます。</p>
<p><b>【意見】 スマートフォン上のアプリケーションソフトへの対応については関係事業者間の適切な役割分担が重要ではないか。</b></p>		
<p>6. 多様なインターネット接続可能機器、ネットワークの多様化への対応</p>	<p>&lt;P57 ○スマートフォン上のアプリケーションソフトへの対応について&gt;</p> <p>スマートフォン上のアプリケーションソフトへの対応を検討するにあたっては、携帯電話事業者やCGM事業者の他、プラットフォーム事業者や携帯電話端末製造事業者等の新たな関係者も含め、関係事業者間の適切な役割分担が第一に必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(社団法人電気通信事業者協会)</p> <p>(アプリケーションソフトに係るフィルタリングを求めることになる場合) フィルタリングをデフォルト・オンとすべきかどうかについては今後慎重な検討が必要と考えるが、少なくともデフォルト・オンを要求する場合は、その責任は携帯電話端末の使用者の年齢を知りうる立場にある事業者に課されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(グーグル株式会社)</p>	<p>今後に向けて貴重な参考意見として承ります。</p>
<p><b>【意見】 第三者機関の認定を受けたアプリについてフィルタリングの対象外とすることは、画一的基準の押し付けにならないか。</b></p>		
<p>6. 多様なインターネット接続可能機器、ネットワークの多様化への対応</p>	<p>報告書 P. 59-60 にいう「多様性と選択性を確保した実効的な青少年有害情報閲覧制限機能」には原則としては賛成であるものの、「第三者機関の認定を受けたアプリケーションソフトについては制限対象外とすること」については、逆にそれが別の画一的な基準を押し付ける結果にならないよう注意すべきである。青少年の安全なインターネット閲覧環境の整備は報告書 P. 20 の基本原則にあるように、一義的には保護者の責任・権利である。「多様性と選択性」の確保については、まずはペアレンタル・コントロールの視点から、保護者が柔軟かつ実効的にコンテンツやアプリケーションの選別を行うことができるシステムの構築や、保護者への教育・情報提供の充実を目指すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(グーグル株式会社)</p>	<p>第三者機関の認定を受けたアプリケーションソフトについて対象外にすることについては、多様性と選択性を確保した実効的な青少年有害情報閲覧制限機能のあくまで一例であり、画一的な基準を押し付ける結果にはならないと考えます。また、保護者への教育・情報提供の充実は、提言(案)においても重要であるとされています(提言(案) 60 頁等)。</p>
<p><b>【意見】 関係事業者により、一定の基準に基づいたアプリケーションソフトを選別する青少年有害情報閲覧制限機能を利用者及び保護者が利用可能な状態にすることが必要ではないか。</b></p>		
<p>6. 多様なインターネット接続可能機器、ネットワークの多様化への対応</p>	<p>「(1) プラットフォーム事業者によるダウンロード制限機能による対応」についてはプラットフォーム事業者によって、また、「(2) 特定のアプリケーションソフトの起動を制限する機能を有するアプリケーションソフトによる対応」については携帯電話事業者によって、既に提供されており、利用者及び保護者が利用可能な状態にあります。しかし、利用者及び保護者が自身の判断で利用制限対象アプリケーションソフトを選別するにあたっては、判断の参考となる情報なしでは適切に判断する</p>	<p>提言(案)にご賛同頂いているものと考えます。利用者にとって幅広い機能が提供されることは望ましいことであり、行政においては引き続き利用者にとって使いやすい機能が開発されるよう民間の取組の支援が求められます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>ことは困難であると考えられることから、関係事業者により、一定の基準に基づいたアプリケーションソフトを選別する青少年有害情報閲覧制限機能を利用者及び保護者が利用可能な状態にすることが必要、との考えに賛成いたします。</p> <p>このような機能は、利用者及び保護者にとって幅広い選択肢のもとに提供されることが望ましく、利用者及び保護者の利便性の向上に鑑み多様性が確保されるような措置が講じられるようにすべきであり、そうした取組の結果として、青少年にとって安全・安心なインターネットの利用環境を整備することに繋がるものと考えます。このような多様性が担保されるためには、関係者の緊密な連携が必要不可欠であり、検討の場を設けていただくと共に、行政のリーダーシップによる推進を強く希望致します。</p> <p style="text-align: right;">(デジタルアーツ株式会社)</p>	
【意見】 「青少年インターネット環境整備法」の解釈（第17条第1項）について、解釈を明確化すべきではないか。		
6. 多様なインターネット接続可能機器、ネットワークの多様化への対応	<p>報告書はP.60において「アプリケーションソフトを一定の基準に基づき選別した上でアプリケーションを制限する青少年有害情報閲覧制限機能の利用を容易にする措置を講じることが求められる」とするが、これが青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第17条第1項の義務に該当するのか、また同条項の解釈にあたり、「アプリケーションソフト」が同法施行令第1条における「ブラウザ」の定義に該当するかの明確化が求められると考える。</p> <p style="text-align: right;">(グーグル株式会社)</p>	<p>法第17条第1項及び同施行令第1条とアプリケーションソフトを通じた通信との関係については、青少年によるアプリケーションソフトの利用状況を踏まえた検討が必要と考えられることから、行政においては青少年によるアプリケーションソフトの利用状況の実態把握に努めることが望まれます。</p> <p>携帯電話事業者、携帯電話端末製造事業者、プラットフォーム事業者を含む関係事業者においては、アプリケーションソフトを一定の基準に基づいて選別した青少年有害情報閲覧制限機能の確実な提供及びより実効的な青少年有害情報閲覧制限機能について検討することが必要と考えます(提言(案)60頁等)。</p>
【意見】 青少年のインターネット環境整備にあたっては、関係者が適切な役割分担をして青少年のリテラシー向上に向けて取り組むことが重要ではないか		
提言案全体について	<p>私共携帯電話・PHS事業者は、青少年インターネット環境整備法の趣旨を踏まえ、フィルタリングサービスの推進や携帯電話インターネットに関する各種啓発活動等、青少年が安心・安全にインターネットが利用できるような環境づくりに取り組んでまいりました。特にフィルタリングサービスについては認知度の向上とともに加入数も順調に推移し、普及に向けた取り組みが功を奏しているものと</p>	<p>提言(案)にご賛同頂いているものと考えます。</p>

項目	頂いたご意見	ご意見に対する考え方
	<p>考えます。</p> <p>一方、社会生活において必要不可欠なインフラとしてのインターネットの重要性は日々高まっており、青少年インターネット環境整備法の趣旨を踏まえると、基本理念のもう一つの柱である青少年におけるインターネットを適切に活用する能力（リテラシー）の習得を目指した取り組みを推進することが、現在において最重要と考えます。</p> <p>その際、青少年のリテラシー向上の度合いを測るための新たな指標・基準を策定の上、取り組みを進める必要があります。フィルタリングサービスにおいては、携帯電話・PHS事業者にて同サービスの加入者数・加入率といった定量的な数値を公表し、成果の可視化を進めたことが順調な普及を促したと考えられ、リテラシー向上においても同様に成果の可視化を可能とする基準の策定が重要です。</p> <p>加えて、青少年のリテラシー向上のためには、子どものインターネット利用に対する保護者自身の意識及び知識の向上が求められ、保護者等に対する実効性のある普及啓発も必要と考えます。</p> <p>以上の取り組みを着実に推進するためにも、新たな関係者も含め、関係者間の適切な役割分担を行うとともに、各々が責任を持ってその役割を果たすことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">（社団法人電気通信事業者協会）</p>	
【意見】 パソコンに利用者を特定できるようなシステムを導入すべきではないか。		
その他	<p>子供が利用するときのパスワード入力など人を特定できるようなシステム全パソコンに導入していくのが今できることではないかと思えます。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	今後に向けて貴重な参考意見として承ります。
【意見】 災害にも臨機応変に対応できるシステムが必要ではないか。		
その他	<p>今いつ震災などの災害がおこってもおかしくない状況下では、臨機応変に対応できるシステムも必要だと思えます。（例えば、緊急事態用のパスワードを設定してそのパスワードを打てば利用制限が一時的に解除されるなど）</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	今後に向けて貴重な参考意見として承ります。
【意見】 関係各省と重複事業については統合すべきではないか。		
その他	<p>青少年がどうたっている以上、文部科学省や警察庁と横断的に議論しないと予算が無駄になる。重複する事業を統合すべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">（個人）</p>	行政においては、関係省庁との連携について、引き続き、取り組んでいくことが望まれます。